

【貨物】行政処分状況（令和3年12月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和3年12月14日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	瀬良垣一也（恩納運送） 沖縄県国頭郡恩納村恩納2598
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	恩納運送 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2205-3
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止(165日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法（以下「事業法」）第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和3年10月13日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。15件の違反が認められた。 (1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号) (2)乗務員の休憩施設の位置及び収容能力違反(施行規則第2条第1項第5号) (3)事業計画変更の事後届出違反(施行規則第7条第1項第3号) (4)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第1項第6号) (5)日常点検の未実施(道路運送車両法第47条の2) (6)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条) (7)過積載運送の引き受け(事業法第17条第3項) (8)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(安全規則第4条) (9)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項) (10)乗務等の記録違反(安全規則第8条) (11)運行記録計の記録違反(安全規則第9条) (12)運転者台帳の未作成(安全規則第9条の5第1項) (13)運転手に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (14)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (15)運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 17点 (当該営業所) 17点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和3年12月22日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合名会社北部産業 代表者大城貞彦 (法人番号2360003004778) 沖縄県今帰仁村平敷77-1
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県今帰仁村平敷77-1
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止(30日車)
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和3年11月17日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。1件の違反が認められた。 (1)過積載運送の引き受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 3点 (当該営業所) 3点